

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（592））
2. 日時：平成30年1月15日 13時30分～21時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、津金管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、田尻安全審査官、大塚安全審査官、穂藤保安規定係長、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

（他25名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【溢水防護方針の変更について】

- 施設定期検査中の溢水対策として、原子炉建屋原子炉棟6階の床ファンネルを閉止することについて、閉止しても悪影響がないことを整理して説明すること。
- 施設定期検査中の原子炉建屋原子炉棟6階の溢水高さを0.67メートルと評価していることに対し、堰と止水板の合計高さを0.7メートルとしていることの保守性について、整理して説明すること。その際、これまで審査会合で説明を受けてきた溢水量の見積もり方法との整合性も併せて説明すること。

【東海発電所と東海第二発電所の同時事故発生時の体制】

- 東海第二と東海発電所で災害対策要員を兼務する考え方について、敷地内の初期消火活動を兼務とする必要性を整理して説明すること。

【東海発電所と東海第二発電所の同時事故発生時の緊急時対策所の共用】

- 東海第二と東海発電所で設計基準事故対処設備として共用する設備と重大事故等対処設備として共用する設備の違いを整理して説明すること。

【原子炉建屋付属棟の耐震性等】

- 原子炉建屋において、ALC パネルとなっている箇所を網羅的に示すこと。
- ALC パネルの壁を竜巻飛来物が貫通することにより、重要度分類のクラス MS-1 機器である原子炉建屋換気系隔離弁が損傷したとしても安全上問題の無い期間に保修するとの方針を示しているが、設置許可基準規則第 6 条への適合性を整理して説明すること。
- ALC パネルが地震により損傷しても原子炉建屋の外側に落下するとしていることの蓋然性を説明するとともに、原子炉建屋の接続口、原子炉建屋近傍のアクセスルートや可搬型重大事故等対処設備の設置場所等に悪影響がないことを説明すること。
- 原子炉建屋付属棟の西側と同様に東側についても ALC パネルを RC 壁に変更するなど、壁を補強する対策の必要性について検討すること。
- 設置許可基準規則第 43 条への適合方針として、建屋内に重大事故等対処設備を設置することにより、重大事故時の環境条件に対応する方針としていることについて、ALC パネルの損傷を考慮して方針を再検討すること。

【落雷評価における最新観測値の反映】

- 設計雷撃電流値を見直しても変更がないとしている対策について、具体的に提示すること。
- 雷サージ電圧の算出に用いた雷インパルス試験の誘導電圧測定値を提示すること。
- 雷撃対象の等価受電面積の算出方法を詳細に提示すること。

【安全保護回路のデジタル機器の設計方針】

- 設計方針の変更内容において、デジタル機器の対象をロジック回路だけでなく、全体を対象として明確にしたことを補足すること。

【コンクリート密度の見直し】

- コンクリート密度の見直しに係る既設置許可の被ばく評価値への影響評価では、二次遮蔽のコンクリート密度として 2.23g/cm³ を用いていることの方を資料に示すこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について

- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係わる主な変更点についての補足説明資料（DB一式）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係わる主な健康点についての補足説明資料（SA一式）
- ・ 東海第二発電所 廃棄物処理棟の耐震性等に係る説明について